

道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の運用について（例規通達）

この度、行政手続法（平成5年法律第88号）及び行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成5年法律第89号）が施行され、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）に規定する意見の聴取及び弁明の機会の付与の実施については、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴取等規則」という。）に基づき処理することとなった。このため、意見の聴取等規則の解釈、運用上の留意事項等について、次のように定め、平成6年10月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

第1 意見の聴取

1 対象となる処分

法及び富山県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和42年富山県公安委員会規則第5号。以下「委任規則」という。）の規定により、富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び富山県警察本部長（以下「本部長」という。）が、意見の聴取を行う処分は、次のとおりである。

- (1) 法第103条第1項、第2項又は第4項の規定による免許の取消し及び90日以上
の効力の停止（同条第1項第5号及び同条第2項第1号から第4号に係るものに限
る。）
- (2) 法第104条の2の2第2項又は第4項の規定による免許の取消し
- (3) 法第104条の2の4第1項、第2項又は第4項の規定による免許の取消し
- (4) 法第107条の5第1項、第2項又は第9項において準用する法第103条第4項
の規定による自動車等の90日以上運転の禁止（法第107条の5第1項第2号及
び同条第2項に係るものに限る。）

2 主宰者

(1) 主宰者の指名

意見の聴取の主宰者は、交通部長、交通部運転免許センター長（以下「運転免許センター長」という。）、交通部管理官、交通部運転免許センター副センター長、交通部運転免許センター次席及び交通部運転免許センター聴聞官の中から指名するものとする。

(2) 主宰者の指名伺い

運転免許センター長は、主宰者の指名に当たっては、意見の聴取開催の都度、当該意見の聴取の開催期日の1週間前までに意見の聴取実施伺（別記様式第1号）により交通部長の決裁を受けなければならない。

なお、主宰者が意見の聴取等規則第4条に規定する除斥事由に該当するに至ったときは、運転免許センター長は、2(1)に規定する警察職員の中から新たな主宰者の指名について、速やかに、意見の聴取実施伺により交通部長の決裁を受けなければならない。

3 代理人資格の証明

運転免許センター長は、意見の聴取等規則第5条第1項の規定による代理人の資格の証明の確認に当たっては、代理人資格証明書（別記様式第2号）により行い、又同

条第2項の規定による代理人が資格を失ったときの確認は、代理人資格喪失届出書（別記様式第3号）により行うものとする。

なお、意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨が明らかになっている当事者の作成にかかる書面（委任状の写し等）が提出された場合は、代理人資格証明書がなくても有効な代理人の資格の証明として取扱うものとする。

4 補佐人の出頭申請許可の通知

運転免許センター長は、意見の聴取等規則第6条第1項に規定する当事者又はその代理人が意見の聴取の期日に補佐人を出頭させようとするときは、補佐人出頭許可申請書（別記様式第4号）により確認を行い、これを許可したときは、同条第3項の規定に基づき、補佐人出頭許可書（別記様式第5号）により通知するものとする。

5 意見の聴取の通知

運転免許センター長は、意見の聴取の期日の1週間前までに、意見の聴取等規則第7条に規定する事項を記載した意見の聴取通知書（別記様式第6号）を郵送（封書）するものとする。

6 意見の聴取の開催場所

意見の聴取の開催場所は、原則として運転免許の取消し処分に係るものは、警察本部庁舎内とし、運転免許の効力の停止(90日以上)処分に係るものは、交通部運転免許センターの庁舎内とする。

7 意見の聴取会場の設営及び意見の聴取の進行

(1) 意見の聴取会場の設営は、別記のとおりとする。

(2) 意見の聴取の進行は、次のとおりとする。

手 続	担 当 者
開 会 の 辞 及 び 人 定 訊 問	主宰者
不 利 益 処 分 の 事 実 等 の 説 明	運転免許センターの巡査部長以上の警察官 又はこれに相当する職にある警察一般職員
事 案 の 審 理	主宰者
閉 会 の 辞	主宰者

8 意見の聴取の期日及び場所の変更

運転免許センター長は、意見の聴取等規則第8条第1項の規定に基づき、当事者又はその代理人（以下「当事者等」という。）の申出により意見の聴取の期日又は場所を変更する場合は、意見の聴取期日・場所変更申出書（別記様式第7号）により行うものとし、意見の聴取の期日又は場所を変更したときは、速やかに、意見の聴取期日・場所変更通知書（別記様式第8号）により当事者等に通知するとともに、公安委員会の掲示板に公示するものとする。

なお、職権で変更したときも同様とする。

9 冒頭説明

主宰者は、最初の件の聴取の期日の冒頭において運転免許センターの職員に予定される処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を説明させなければならない。

10 意見の聴取における陳述の制限等

主宰者は、意見の聴取の期日における審理の適正を図るためにやむを得ないと認めるとき又は秩序を維持するために必要があると認めるときは、聴聞等の秩序維持に関する規則（平成4年国家公安委員会規則第1号）により措置をするものとする。

11 意見の聴取の続行

主宰者は、審理の結果なお意見の聴取を続行する必要があると認めるときは、当事者等に対し、次回の意見の聴取の期日及び場所を口頭により告知するものとする。

なお、意見の聴取を続行する場合は、次回の意見の聴取期日及び場所を公安委員会の掲示板に公示するものとする。

12 意見の聴取調書の作成と状況の報告

主宰者は、意見の聴取の期日における審理の終了後、意見の聴取調書（別記様式第9号）を作成し、記名押印した後、公安委員会（運転免許の取消し処分に係るものに限る。）又は本部長に提出し、意見の聴取の状況を報告するものとする。

なお、意見の聴取調書には、書面、図画、写真その他適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

第2 弁明の機会の付与

1 対象となる処分

公安委員会、本部長、警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が法及び委任規則により弁明の機会の付与を行う処分は、次のとおりである。

- (1) 法77条第5項の規定による許可の取消し及び効力の停止（条件違反の場合に限る。）
- (2) 法第90条第1項ただし書及び同条第2項の規定による免許の拒否及び保留
- (3) 法第90条第5項及び同条第6項の規定による免許の取消し及び効力の停止
- (4) 法第103条の2第1項の規定による免許の効力の停止
- (5) 法第107条の5第10項において準用する道交法第103条の2第1項の規定による自動車等の運転禁止

2 弁明の通知

警察署長等は、弁明の機会の付与の通知に当たっては、弁明通知書（別記様式第10号）により行うものとする。

3 弁明の方式

弁明は、警察署長等があらかじめ定める提出期限までに弁明書を提出してすることを認めたときを除き、原則として口頭で行わせるものとする。

4 弁明の場所

弁明の場所は、原則として交通部運転免許センター又は当該事案を処理した警察署若しくは交通部高速道路交通警察隊とする。

5 弁明録取者の指名

警察署長等は、意見の聴取等規則第14条第2項の規定に基づく口頭による弁明を録取する警察職員(以下「弁明録取者」という。)を、所属の巡査部長以上の警察官又はこれに相当する職にある警察一般職員の中から指名するものとする。

6 弁明調書の作成

弁明録取者は、当事者等が口頭で弁明した場合は、弁明調書(別記様式第11号)を作成し、これに記名押印した後、速やかに、警察署長等に提出するものとする。

なお、弁明調書には、書面、図画、写真その他適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

7 代理人等の選任

前記第1の3を準用するものとする。この場合において、「運転免許センター長」とあるのは「警察署長等」と読み替えるものとする。

8 当事者の不出頭等の場合における措置

当事者等が弁明の機会付与の期日に出頭しない場合又は弁明書の提出期限までに弁明書が提出されない場合には、改めて弁明の機会を付与することなく、処分を行うことができる。

別記

意見の聴取会場

主宰者

説明
警察
官等
席

当事者席

(代理人、補佐人、参考人を含む)

傍聴人席

代理人資格証明書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

意見の聴取

通知書（ 年 月 日付け第 号）により通知のあつ

弁 明

意 見 の 聴 取

意見の

た については、下記の者を代理人として選任し、私のために

弁明の機会の付与

弁明の

聴 取

に関する一切の行為をすることを委任します。

機会の付与

記

意見の聴取 件名 弁 明	
住 所	
氏 名	

代理人資格喪失届出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

年 月 日に において行われる

意見の聴取

については、下記の者は代理人の資格を失ったので届け出ます。

弁明の機会の付与

記

意見の聴取 の件名 弁 明	
住 所	
氏 名	

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

年 月 日に において行われる

意見の聴取については、下記の補佐人とともに出頭したいので申請します。

記

意見の聴取の件名	
住 所	
氏 名	(歳) 職業
当事者又はその代理人との関係	
補佐する事項	

補佐人出頭許可書

年 月 日

殿

年 月 日に において行う

意見の聴取については、下記の補佐人の出頭を許可します。

記

意見の聴取の件名		
補佐人	住所	
	氏名	(歳)
備考		

第 号

意見の聴取通知書

年 月 日

殿

富山県

取 消 し

あなたに対する、下記の理由により、運転免許の に係る、道路交通法
効力の停止

（昭和35年法律第105号）第104条第1項の規定による、意見の聴取を下記
のとおり行いますので通知します。

記

意見の聴取の期日	年 月 日 () 午 時 分
----------	-----------------

意見の聴取場所	
---------	--

処 分 理 由	違反・事故の 発生年月日	違反行為の種別等	点 数
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
			点
	過去3年以内における行政処分歴	回	累積点数
			点

備考1 あなた又はあなたの代理人が、正当な理由なく出席しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分します。

2 あなたは、代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、意見の聴取期日までに代理人の氏名及び住所並びにあなたが、代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。

3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

4 意見の聴取の期日において補佐人とともに出席しようとする場合には、その者の氏名、住所、あなたとの関係及び補佐する事項を記載した補佐人出席許可申請書を意見の聴取の期日までに提出して許可を受けてください。

意見の聴取期日・場所変更申出書

年 月 日

殿

住 所

氏 名

年 月 日に

において行われる

意見の聴取の期日・場所については、下記のとおりやむを得ない理由があるので、変更を申し出ます。

記

意見の聴取の件名	
理 由	

第 号

意見の聴取期日・場所変更通知書

年 月 日

殿

年 月 日に において行うことと

していた意見の聴取の期日・場所を下記のとおり変更したので通知します。

記

意見の聴取の件名		
意見の聴取の期日	変 更 前	変 更 後
	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分から
意見の聴取の場所	変 更 前	変 更 後

第 号

弁 明 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

あなたに対する下記の事実を原因とする処分に係る

の規定による弁明の機会の付与を、下記のとおり行いますので通知します。

記

弁 明 の 件 名	
予 定 さ れ る 処 分 の 内 容	
根 拠 と な る 法 令 の 条 項	
処 分 の 原 因 と な る 事 実	
弁 明 書 の 提 出 先	
弁 明 書 期 限	年 月 日 まで
備 考	

備考 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。

2 弁明するときには、証拠を提出することができます。

3 あなたが弁明しない場合には、あなたに代わって代理人を選任できますので、で、弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続きをすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を提出してください。

4 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、あなたがやむを得ない理由があるときには、変更申出書により、弁明の日時又は場所の変更を申出ることができます。

